

## 新潟市生垣設置奨励助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（昭和44年新潟市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、潤いのある住みよい都市の環境及び景観づくりを推進するため、生垣を設置する者に交付する生垣設置奨励助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、本市に居住する者又は事務所が本市に所在する法人で、次の各号の一に該当するものとする。ただし、分譲を目的とする場合は除く。

- (1) 本市において新たに生垣を設置する者
- (2) 本市においてコンクリートブロック塀、石垣、コンクリート塀その他これらに類するもの（以下「ブロック塀等」という。）の全部又は一部を除却しこれにかえて生垣を設置する者

### (生垣の条件)

第3条 前条に規定する生垣は、次の各号に掲げるいずれの条件にも該当するものでなければならない。

- (1) 設置する生垣が、国、県、市道、その他建築基準法上の道路に3メートル以上面していること。
- (2) 樹木の高さは、120センチメートル以上とし、生垣の長さ1メートル当たりに2本以上が列状に植え込まれていること。

### (ブロック塀等の除却)

第4条 第2条に規定するブロック塀等の除却は、次の各号に掲げるいずれの条件にも該当するものでなければならない。

- (1) 除却の延長は、3メートル以上で生垣設置延長を超えないこと。
- (2) 除却後の高さがおおむね40センチメートル以下であり、生垣の健全な育成を妨げないこと。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、助成金の交付は、1宅地について年1回を限度とする。

- (1) 新たに生垣を設置する場合

生垣の設置費用1メートル当たりの額（当該額が3,000円を超える場合は3,000円）に、設置する生垣の長さ（当該長さに1メートル未満の端数が生じる場合は、当該端

数を切り捨てた長さ)を乗じて得た額。(当該額が、90,000円を超える場合は90,000円)

(2) ブロック塀等の除却を行って生垣を設置する場合

ア) ブロック塀等の除却に対しては、ブロック塀等の除却費用1メートル当たりの額(当該額が3,000円を超える場合は3,000円)に、除却するブロック塀等の長さ(当該長さに1メートル未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた長さ)を乗じて得た額。(当該額が、90,000円を超える場合は90,000円)

イ) 生垣の設置に対しては、前号に規定する額

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、生垣の設置又はブロック塀等の除却の前にあらかじめ申請しなければならない。

- (1) 生垣設置計画書
- (2) 生垣設置計画頭
- (3) 設置場所案内図
- (4) 生垣設置に係る費用見積書
- (5) ブロック塀等取り壊しに係る費用見積書

(実績報告に係る添付書類)

第7条 規則第8条第2項の規定により実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生垣設置費用支払証明書
- (2) ブロック塀等取り壊し費用支払証明書

(生垣の保全)

第8条 助成金の交付を受け生垣を設置した者は、少なくとも5年間はその保全に努めるものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。